

兵庫県立健康生活科学研究所 健康科学研究センター

健科研リポート



兵庫県マスコット はばタン

平成25年12月 第9号

輸入感染症について

輸入感染症とは

輸入感染症とは主に海外で感染して国内に持ち込まれる感染症で、感染蚊が媒介して発熱・頭痛などを起こすデング熱やマラリア、病原体で汚染された手・食品・水などを介して感染し、発熱・腹痛・下痢を起こす細菌性赤痢などが代表的な輸入感染症です。海外で発生している感染症は他にもたくさんありますが、ここでは当研究センターが行っている感染症の監視及び病原体検査に関する業務から、輸入感染症について報告します。

兵庫県における輸入感染症患者の発生状況

わが国には感染症発生動向調査システムが整備されており、109疾病の発生動向を日常的に監視しています。輸入感染症は報告された患者の感染地域から把握することができます。過去5年間 {2009年1週（2008年12月29日～2009年1月4日）～2013年45週（2013年11月4日～10日）} に海外での感染が疑われた患者の報告数は、多い方から結核、デング熱、アメーバ赤痢、細菌性赤痢、後天性免疫不全症候群、マラリア、ジアルジア症の順でしたが、総報告数に占める海外感染患者数が多かったのはデング熱、マラリア、細菌性赤痢などでした（表1）。

また、表に示していないエキノコックス症、コレラ、チクングニア熱、パラチフスの報告数はそれぞれ1名でしたが、全ての患者が海外感染例でした。

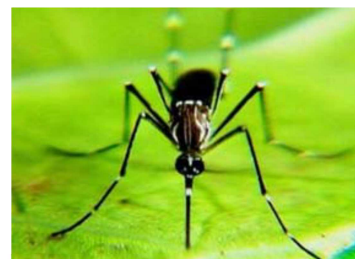
感染の起こった国としては、デング熱はタイ、インド、インドネシア、カンボジア、ベトナムなど、マラリアはインド、インドネシア、ガーナ、ケニアなど、細菌性赤痢はインド、インドネシア、バングラデシュ、ベトナムなどが報告されていました。

表1 海外で感染した患者数（2009年1週～2013年45週）

疾病名	海外で感染した患者		総報告数
	報告数	割合	
結核	49	1%	5584
デング熱	35	100%	35
アメーバ赤痢	30	17%	178
細菌性赤痢	16	80%	20
後天性免疫不全症候群	16	7%	224
マラリア	9	100%	9
ジアルジア症	9	41%	22
A型肝炎	8	18%	44
腸管出血性大腸菌感染症	7	1%	725
腸チフス	5	50%	10
レジオネラ症	5	2%	214
ウイルス性肝炎	5	7%	72
梅毒	5	5%	109
麻しん	5	9%	56

当研究センターにおける輸入感染症病原体の検出状況

当研究センターが行っている輸入感染症の検査のうち、最も多いのがデング熱の検査です。デング熱は、主にネッタイシマカと呼ばれる蚊が媒介し、この蚊が生息する熱帯・亜熱帯地域（東南アジア、南アジア、中南米等）で流行しています。2013年度は、すでに8件の検査依頼があり、この内7件からデングウイルスが検出されました。患者の渡航先はタイが4件と最も多く、その他の国はインド、マレーシア、フィリピンでした。



ネッタイシマカ

厚生労働省「蚊に刺されないようご注意ください」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/07/dl/tp0724-2b.pdf>

デングウイルスは1型から4型の血清型に分類されますが、検出された7件のうち3型が4件で、1型が3件でした。タイでは、1型と3型が2件ずつ検出されました。近年、デング熱と類似した症状を起こすチクングニア熱もほぼ同じ地域で流行していることから、デング熱の検査の際には、念のためチクングニア熱の検査も併せて行っています。



海外で流行する感染症に罹らないために

ここで取り上げた感染症の他にも、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザA（H7N9やH5N1）、ウエストナイル熱など、数多くの感染症が海外で流行しています。

これらの感染症に罹らないためには、渡航先の情報を収集して十分な対策をとる、病原体に対する治療手段がない感染症に対しては予防接種を受けるなど、渡航前の準備が大切です。これらの情報は厚生労働省検疫所のホームページFORTH（<http://www.forth.go.jp/>）に載っています。積極的に活用しましょう。次に、渡航先で病気にならないためには生水、生野菜、氷入り飲料などの食べ物・水への注意が不可欠です。マラリアやデング熱の予防では長袖シャツ・長ズボンを着用するなど虫除け対策を万全にすることが大切です。また、動物が病気を持っていることがあるため、動物との接触には注意が必要です。そして、海外旅行後に体調不良になったときは早めに医療機関を受診し、海外旅行してきたことを教えてください。



（感染症部 押部智宏、沖 典男、三村昌司）

違法ドラッグについて

近年、「脱法ハーブ」の不正流通が急速な広がりを見せており、それらが原因と思われる事件や事故も発生しています。テレビニュースなどメディアで取り上げられる事も多いため、県民の皆様のご関心も高く社会問題となっています。「脱法ハーブ」は違法ドラッグの一種であり、ここでは違法ドラッグの実態や法規制などを紹介します。

違法ドラッグとは

法律で所持や使用が禁止されている麻薬や覚せい剤には当たりませんが、これらと

同様に幻覚や興奮などの作用がある薬物です。「お香」や「ハーブ」などと称して乾燥した植物片に化学物質を添加した「脱法ハーブ」(写真)のほか、液体や粉末状のものが販売されています。これら違法ドラッグは、麻薬などと類似した構造を持ち、なかには麻薬以上の作用があるものも存在し、非常に危険です。



県内で発見された植物系違法ドラッグ(脱法ハーブ)の一例(左;外観、右;中身)

指定薬物制度

厚生労働省は、違法ドラッグ問題に対応するため、2006年に薬事法を改正し、興奮や幻覚などの作用を有する蓋然性が高く、保健衛生上の危害が発生する恐れがあるものを指定薬物に指定し、輸入、製造、販売などを禁止しました。しかし、規制されると、化学構造の一部を変えたデザイナーズドラッグが次々出現し、現状では「いたちごっこ」となっています。そのため、2013年2月から化学構造が類似した物質をまとめて規制する「包括指定」が導入されました。規制対象物質は大幅に増加し、現在は約900種となっており、今後さらに増えると予想されます(2013年11月現在)。

違法ドラッグの成分

これまでに様々な成分を含んだ違法ドラッグが流通してきましたが、現在はカチノン系薬物や合成カンナビノイドが主流となっています。カチノン系薬物は、覚せい剤に似た作用を持つ中枢興奮物質で、乱用による健康被害や死亡事故も報告されています。また、合成カンナビノイドは、大麻の主成分であるデルタ9-テトラヒドロカンナビノールと似た作用をもつ物質で、大麻よりも強力な作用を持つものも出現しています。図1は違法添加された合成カンナビノイドのLC/MSクロマトグラムで、当研究センターが県内で発見した分析例です。

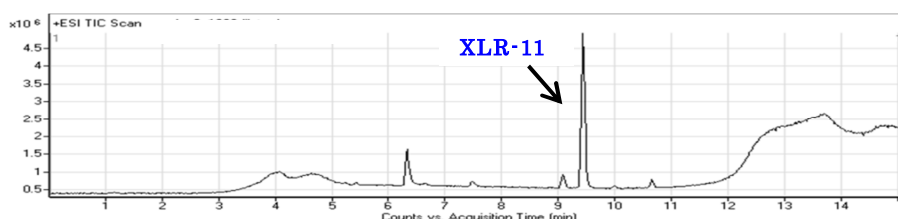
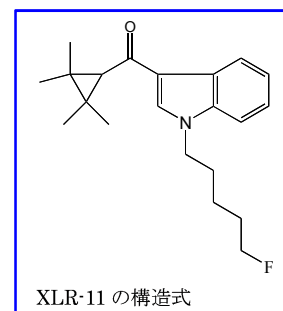


図1: 合成カンナビノイド(XLR-11)が検出された試料のLC/MSクロマトグラム

おわりに

当研究センターでは、県薬務課や警察などと連携して県内で流通している違法ドラッグの成分分析を実施することにより、違法ドラッグの監視指導や取り締まりの一翼を担っています。現在、違法ドラッグの入手経路は、店舗やインターネットのほか自動販売機によるものなど多様化しており、違法ドラッグの根絶には、規制や監視の強化だけでなく、一人一人が正しい知識を持って、その危険性を認識することが大切です。

(健康科学部 赤松成基)



ノロウイルスによる胃腸炎にご注意を



ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は、一年を通して発生していますが、特に冬季に流行します。乳幼児から成人まで幅広い年齢層に感染して、嘔吐、下痢、腹痛等を起こします。感染はウイルスに汚染されたカキなどの二枚貝や、感染した調理人により汚染された食品を食べて発症するケースのほか、最近では患者の吐物や便が付着した手指や、ドアのノブなどを介した人から人への集団感染事例が老人福祉事業所や保育所等で急増しています。

ノロウイルスは遺伝子配列により 30 種類以上の遺伝子型に分類され、このなかで Group II 4 型 (GII.4) のウイルスが、近年主体となって流行しています。

2012年度はGII.4の中でも従来に無い変異株の集団感染が全国的に多発しました。昨年度の10~3月に県内で発生した集団感染事例を解析したところ、検出されたGII.4のすべてを新しい変異株が占めていました。今後さらに新たな変異株が出現することも懸念されるため、引き続き流行を監視することが必要です。

当研究センターでは、健康福祉事務所等と連携して食中毒や感染症集団発生時のノロウイルス即日検査を行うとともに、患者の発生情報を解析して健康福祉事務所や医療機関に提供して、ウイルスの感染拡大防止に役立てています。
(感染症部 高井伝仕)



センター便り

カビ毒であるアフラトキシンの規制改正

アフラトキシンは、カビが産生する化学物質の一種で、主にアフリカや西南アジアといった熱帯・亜熱帯地域から輸入されるナッツ類や香辛料などに汚染が認められます。肝臓障害やがんなどを引き起こす可能性があります。安定な物質で、耐熱性であり、通常の加熱調理で毒性はなくなりません。そのため、最も毒性が強く、汚染度の高いアフラトキシン B₁について、これまで食品衛生法で規制されてきたところですが、近年に行われた汚染実態調査などを受けて見直され、2011年10月、規制値は据え置きで 10µg/kg で、4種類のアフラトキシン (B₁、B₂、G₁、G₂) の総量での規制へと、より厳しく改正されました。当研究センターでは、県生活衛生課の策定した計画に基づき検査を実施しており、2012年度から新規制のもとで、ナッツ類や香辛料などの輸入食品の検査を 50 件行った結果、全て適合していました。今後も、県内を流通する輸入食品の安全性確保のため、アフラトキシン検査を実施していきます。
(健康科学部 後藤 操)



編集・発行 兵庫県立健康生活科学研究所健康科学研究センター
〒652-0032 兵庫県神戸市兵庫区荒田町2丁目1番29号
TEL 078-511-6640 FAX 078-531-7080
URL <http://www.hyogo-iphes.jp> E-mail webmaster@hyogo-iphes.jp